

○国土交通省令第九号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の八第一項、第二十七条の十、第二十七条の二十七、第二十七条の二十九及び第二十七条の三十六並びに建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第三十一条の規定に基づき、並びに建設業法を実施するため、建設業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十四日

建設業法施行規則等の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

（試験事務規程の記載事項）

第十七条の二十五 法第二十七条の八第一項の国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。

一 一三（略）

四 受験手数料の収納の方法に関する事項

五 三八（略）

（帳簿）

第十七条の二十八 法第二十七条の十の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一三（略）

四 受験者の受験番号、氏名、生年月日及び可否の別

五（略）

二 三五（略）

（試験事務の実施結果の報告）

第十七条の二十九 指定試験機関は、試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を試験の区分ごとに記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 一二（略）

三 受験申請者数

四 受験者数

五 五六（略）

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表並びに前条第二項に規定する写真のうち合格者に係るものを記録した磁気ディスク等を添付しなければならない。

（試験事務規程の記載事項）

第十七条の二十五 法第二十七条の八第一項の国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。

一 一三（略）

四 受験手数料の収納の方法に関する事項

五 三八（略）

（帳簿）

第十七条の二十八 法第二十七条の十の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一三（略）

四 受験者の受験番号、氏名、生年月日及び可否の別

五（略）

二 三五（略）

（試験事務の実施結果の報告）

第十七条の二十九 指定試験機関は、試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を試験の区分ごとに記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 一二（略）

三 受験申請者数

四 受験者数

五 五六（略）

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表並びに前条第二項に規定する写真のうち合格者に係るものを記録した磁気ディスク等を添付しなければならない。

国土交通大臣 赤羽 一嘉

(建設業法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
第三条 建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年国土交通省令第八十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附則	附則
<p>第四条 この省令の施行の際現にとび・土工工事業に関し建設業法施行規則第七条の三第一号及び第二号に掲げる者は、令和三年六月三十日までの間に限り、解体工事業に関し改正後の建設業法施行規則第七条の三に規定する法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者とみなす。</p>	<p>第四条 この省令の施行の際現にとび・土工工事業に関し建設業法施行規則第七条の三第一号及び第二号に掲げる者は、令和三年三月三十一日までの間に限り、解体工事業に関し改正後の建設業法施行規則第七条の三に規定する法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者とみなす。</p>

(建設業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)
第四条 建設業法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年国土交通省令第七十号)の一部を次のように改正する。
 第二条中「**㉔**」を削る。

附則

この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。ただし、第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第一号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第三十号)の施行に伴い、及び浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)を実施するため、浄化槽設備士に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉
 環境大臣 小泉進次郎

浄化槽設備士に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令

浄化槽設備士に係る講習等に関する省令(平成十三年国土交通省令第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(受講申請)	(受講申請)
<p>第三条 講習を受けようとする者は、受講申請書に次に掲げる書類を添付して、これを指定講習機関に提出しなければならない。</p> <p>一 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条に基づき管工事施工管理に係る技術検定(第二次検定に限る。以下「管工事施工管理技術検定」という。)の合格証明書の写し</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>第三条 講習を受けようとする者は、受講申請書に次に掲げる書類を添付して、これを指定講習機関に提出しなければならない。</p> <p>一 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条に基づき管工事施工管理に係る技術検定(以下「管工事施工管理技術検定」という。)の合格証明書の写し</p> <p>二・三 (略)</p>

附則

この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。